

資料 No. 7

平成 29 年 11 月 13 日  
第 1 回瑞浪市市民まちづくり会議資料

## 協働のまちづくりの概要

## 1. まちづくり推進組織の設立（区長会とまちづくり推進組織の役割）

自治会は、地域住民の親睦をはかり、絆を深めながら、互いに助け合い、豊かで住みよいまちづくりを目指して活動しています。

しかしながら、地域全体の課題解消や活性化のための活動は、長期的な事業展開が必要であり、役員の任期が短い区長会では、なかなか実施困難な面があります。こうした中で、区長会と両輪を成す形で、市内各地域にまちづくり推進組織が設立され、長期的なまちづくり活動を展開し、地域の課題解消や活性化を図っています。区長会とまちづくり推進組織が連携・協力することが住みよい地域づくりに必要不可欠です。

### ◆ 区長会、連合自治会

地域の生活環境の維持・向上と地域住民による相互扶助の提供

- ・地域内での日常的な助け合い
- ・地域行事（葬祭、祭りなど）の実施
- ・地域環境の維持や整備（集会所、ごみ集積所、防犯灯など）
- ・行政への要望事項の取りまとめ
- ・各種行政情報の周知（広報配布など）

### ◆ 区長会・連合自治会の活動の問題点

- ① 多様な年間行事や行政への要望事項の取りまとめに追われ、新たな活動の展開が困難
- ② 役員の任期が短く、長期的な視点でのまちづくり活動が困難
- ③ 単位自治会の活動に追われ、地域全体でまとまった活動が困難

### ◆ まちづくり推進組織の設立

地域全体の課題解消と活性化のための活動

- ・防犯・防災に関する事業
- ・青少年育成に関する事業
- ・子育て支援に関する事業
- ・健康づくりに関する事業
- ・高齢者等の福祉に関する事業
- ・環境美化に関する事業
- ・男女共同参画に関する事業
- ・歴史・文化資源の保存に関する事業
- ・まちづくり推進組織の強化に関する事業
- ・地域振興に関する事業
- ・人口減少対策・定住促進に関する事業
- ・夢づくりチャレンジ研究室からの提案の一部  
又は全部を採択して行う事業



## 2. 市内のまちづくり推進組織

市内8地域のそれぞれに、自治会とは別に「まちづくり推進組織」が設立されています。まちづくり推進組織は、8地域の区長会と連携して、市からの交付金や区長会からの助成金などを財源として、地域の課題解消や活性化に取り組む住民ボランティアによる組織です。

### ◎ 市内のまちづくり推進組織

(平成29年5月1日現在)

名 称	設立年月日
瑞浪地区まちづくり推進協議会	平成17年10月 2日
土岐地区まちづくり推進協議会	平成18年11月23日
明日の稻津を築くまちづくり推進協議会	平成10年 7月18日
釜戸町まちづくり推進協議会	平成11年 7月24日
大湫町コミュニティ推進協議会	昭和61年 2月25日
日吉町まちづくり推進協議会	平成12年 7月 2日
明世地区まちづくり推進協議会	平成16年12月 5日
陶町明日に向って街づくり推進協議会	昭和61年 8月 5日

## 3. 協働のまちづくり

市は、まちづくり推進組織を自治会と同様に協働のまちづくりを進める重要な組織と捉え、区長会と同様、「夢づくり地域活動支援室」による人的な支援や「夢づくり地域交付金」による財政的な支援を行っています。

### ◆ 夢づくり地域活動支援室の設置（平成20年度～）

市は、市民と行政の協働のまちづくりを進めるため、地域ごとに担当職員を配置しています。職員は、「夢づくり地域活動支援室」職員として、「区長会支援職員」、「まちづくり支援職員」及びこれらを統括する「地区支援総括」の担当を担っています。また、全職員を「行政連絡支援職員」として広報を各区長宅へ配布したり、担当地域の声（道路の陥没箇所の修復など）を市へ伝えるパイプ役として位置付けています。さらに、平成27年度から、市内のまちづくりに参画する若者を支援する「若者支援職員」を配置しています。

### ※ 地区担当支援職員

各地区区長会及びまちづくり推進組織の事務補助や、行政との連絡調整を行います。



### ※ 行政連絡支援職員

広報の配布のほか、地域のイベントなどにボランティアとして参加するなど、地域における市民の感覚や意見を直接肌で感じ、市民と行政のパイプ役になります。

### ※ 若者支援職員

まちづくりへ参画する若者に対する助言、情報提供などの支援を行います。

### ◆ 夢づくり地域交付金制度の創設（平成20年度～）

まちづくり推進組織は、地域の課題解消や活性化に取り組む住民ボランティアによる組織であるため、その活動に対する財源が乏しい現状にあります。市は、地域が自ら考え、自ら行うまちづくりの活動を支援するため、まちづくり推進組織に対し「夢づくり地域交付金」を交付しています。

交付に際しては、夢づくり地域交付金等事業審査会を開催し、まちづくり推進組織から申請のあった事業に対し、交付金の交付対象に相応しい事業であるかを審査した上で交付するものとしています。

#### ◎ 近年の交付決定事業数

(平成29年5月1日現在)

平成25年度	8地区 全33事業
平成26年度	8地区 全36事業
平成27年度	8地区 全34事業
平成28年度	8地区 全36事業
平成29年度	8地区 全34事業

◎ 夢づくり地域交付金制度の概要

(平成29年5月1日現在)

夢づくり地域交付金		
支 援 内 容	地域が自ら考え、自ら行うまちづくりの活動を支援するため、地区まちづくり推進組織に対し交付金（夢づくり地域交付金）を交付する。	
	交付対象 団 体	各地区（町）まちづくり推進組織
	事 業 メ ニ ュー	通常事業 ステップアップ事業
		ア防犯・防災に関する事業 イ青少年育成に関する事業 ウ子育て支援に関する事業 エ健康づくりに関する事業 オ高齢者等の福祉に関する事業 カ環境美化に関する事業 キ男女共同参画に関する事業 ク歴史・文化資源の保存に関する事業 ケまちづくりの組織の強化に関する事業 コ地域振興に関する事業 サ人口減少対策・定住促進に関する事業 シ夢づくりチャレンジ研究室からの提案 の一部又は全部を採択して行う事業
	交付対象 事 業	地域の活性化や課題 解消のために効果の高 い事業で、一時的に多大 な事業費が必要となる 事業または地域が継続 的に実施する通常事業 をさらにステップアッ プさせる事業  ※平成23年度より 実施 ※1地区1事業以内 ※同一（関連）事業は 1年度の期間を経 過したのち申請可 能（最大3回）
	交付金 予算額	1, 000万円（年間） 600万円（年間）
	交 付 金 算 出 方 法	均等割：50% 人口割：50% で得られた交付金額を限度として各地区 へ配分  チャレンジ研究室からの提案事業を採択 し実施する場合は、30万円以内を加算す ることができる。（1地区1事業まで）
		交付申請した地区の中 から、審査（点数評価） により交付金事業を決 定する。1事業あたり 300万円以内。

#### 4. まちづくりのルール（概要ちらし参照）

市は、第6次総合計画における市の将来都市像「幸せ実感都市みずなみ～共に暮ら

し「共に育ち 共に創る～」の達成に向けた協働のまちづくりを展開していくため、平成27年7月1日より、自治基本条例「瑞浪市まちづくり基本条例」を施行しました。

この条例は、5つのまちづくりの基本原則（市民主役、市民参加、協働、情報共有、効率性）のもと、市民、議会、行政の役割と責務を明確にした“まちづくりのルールブック”というべきものです。

### ◆ 瑞浪市の条例の主な特徴

#### ◆ 自治会、まちづくり推進組織の位置付け（条文一部抜粋）

##### （自治会）

第7条 市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。

##### （まちづくり推進組織）

第8条 （略）、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。

#### ◆ 子ども、若者の責務（条文一部抜粋）

##### （子ども及び若者）

第9条 子ども（市民のうち、18歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

2 若者（市民のうち18歳以上30歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。

3 市は、子ども及び若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。

#### ◆ 実効性の確保（条文一部抜粋）

##### （市民まちづくり会議の設置）

第20条 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置し、毎年開催することとします。

2 市民まちづくり会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、まちづくりに関する施策等について答申するほか、これらについて提言することができます。

## 5. 新たなまちづくりの導入（平成27年度～）

### ◆ 夢づくり市民活動補助金制度の創設

まちづくり推進組織の活動に対する人的支援（夢づくり地域活動支援室）、財政的支援（夢づくり地域交付金）による協働のまちづくりが展開される中、広く公益的な活動を行う市民活動団体に対する財政的支援として、地域を限定しない公募型の補助金制度として、「夢づくり市民活動補助金制度」を新たに創設しました。これにより、市民と行政のまちづくりの進展と市民活動団体の一層の活性化が図られるものと考えます。

交付に際しては、夢づくり地域交付金等事業審査会を開催し、市民活動団体から申請のあった事業に対し、補助金の交付対象に相応しい事業であるかを審査した上で交付するものとしています。

#### ◎ 交付決定事業数

（平成29年5月1日現在）

平成27年度	5団体 全5事業
平成28年度	5団体 全5事業
平成29年度	5団体 全5事業

### ◆ 市民活動補償制度の創設

瑞浪市では、多くの方が自治会、まちづくり推進組織、その他の団体として様々な市民活動を行っています。これらの活動には十分な安全対策が必要とされていますが、不幸にして予期せぬ偶発的な事故が起こらないとも限りません。

市は、市民の皆さんのが安心して市民活動を行えるよう、活動拠点が市内にある団体等の公益（ボランティア）活動中に起きた事故に対し、傷害事故や賠償責任事故を補償する「市民活動補償制度」を創設しました。

#### ◎ 補償の内容

保険の種類		補償内容
傷 害 補 償	死亡	500万円（事故の日から180日以内に死亡）
	後遺障害	15万円～500万円（事故の日から180日以内に後遺障害）
	入院	1日3,000円（事故の日から180日を限度）
	手術	1回の手術に限り、手術の種類に応じて保険約款に定める額 ※ 入院補償が支払われる場合のみ
	通院	1日2,000円（事故の日から180日以内で実日数90日を限度）

保険の種類		補償内容
賠償責任補償	対人賠償	1億円（1人）、5億円（1事故）
	対物賠償	500万円（1事故）
	保管者賠償	500万円（1事故）

保険の種類		補償内容	
		・熱中症（熱射病、日射病） ・細菌性食中毒、ウィルス 生食中毒	・急性虚血性心疾患（いわ ゆる心筋梗塞）、急性心不 全等の急性心疾患 ・くも膜下出血、脳内出血 等の急性脳疾患 ・その他の疾病死亡の見舞 金
特定疾病補償	死亡	300万円	50万円
	後遺障害	9万円～300万円	なし
	入院	1日3,000円	なし
	通院	1日2,000円	なし

### ◆ 夢づくりチャレンジ研究室の設置

まちづくり推進組織による地域の課題解消や活性化のための活動が展開される中、若者のまちづくりへの参加の乏しさ、継続的な事業展開において、若干、実施事業のマンネリ化といった課題が生じています。

市は、将来のみずなみを担うべき“若者”の力を活用し、新たな視点・発想を取り入れたまちづくりを展開するため、「夢づくりチャレンジ研究室」を設置しました。これにより、活気ある瑞浪市のまちづくりの展開が期待されます。

この夢づくりチャレンジ研究室では、若者がまちづくり事業を企画し、まちづくり推進組織に対し実施提案します。まちづくり推進組織が賛同した事業については、協調体制で事業を実施します。若者が企画した事業が実施に至るよう、市は、若者支援職員を配置し、バックアップを図ります。

## ◎ 夢づくりチャレンジ研究室の概要

### ◆ 夢づくりチャレンジ研究室

期待する効果：新たな視点、発想によるまちづくり活動の展開

将来のみずなみを担う人材の育成

参加対象：① 瑞浪市に在住、在勤、在学の18歳以上30歳未満の者  
② まちづくりに対し意欲旺盛な者、熱意のある者

※ 新たな視点・発想のもと、地域を問わず、まちづくり事業の企画立案をし、まちづくり推進組織全体に対しプレゼンテーション形式で事業の実施提案を行う。

※ まちづくり推進組織が事業の実施採択をしたものは、若者と一緒に事業展開をしていく（協調体制、夢づくり地域交付金事業対象）。

支援

### ◆ 夢づくり地域活動支援室

若者支援職員の配置

※ 夢づくりチャレンジ研究室で、まちづくりにチャレンジする若者に、情報提供、専門的助言を行うとともに、経験を活かし、企画した事業が実施に至るようバックアップする。

## 6. 地域への人的支援の拡充（平成28年度～）

### ◆ 集落支援員制度の導入

集落支援員制度は、今後ますます進んでいくと予想される人口減少・高齢化に対応するため、総務省が平成20年に創設したものです。自治体が委嘱した集落支援員が地域を巡回するなどし、行政及び地域住民と連携しながら地域の維持・活性化を図っていくことを目的としています。

瑞浪市は、これまで進めてきた協働のまちづくりを一層進展させるため、地域への人的支援を拡充するものとして、平成28年度より本制度を導入します。集落支援員は主に、区長会やまちづくり推進組織の運営・活動支援の役割を果たす者とします。なお、住み良い地域づくりのため、地域の実情に応じ、幅広い役割を果たす者として活躍していくことを期待しています。

## ◆ 瑞浪市集落支援員の職務（条文一部抜粋）

### （職務）

第3条 支援員は、市及び地域住民と連携して、次に掲げる業務のうち、地域の実情に応じ、必要なものを行う。

- (1) 区長会及びまちづくり推進組織の運営支援に関すること
- (2) 地域の課題解消及び活性化に関すること
- (3) 地域の状況の把握及び課題の整理に関すること
- (4) その他市長が必要と認めること

## ◆ 瑞浪市の協働のまちづくり概要図 ◆

